

大刀洗町パートナー企業登録事業実施要綱

(目的)

第1条 大刀洗町パートナー企業（以下「パートナー企業」という。）は、企業の交流や情報交換を通じ企業間の結びつきを強めるとともに、行政機関、各種団体との連携を深めることにより、企業の発展、本町の商工業及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 パートナー企業は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 企業間交流に関すること。
- (2) 行政機関及び各種団体と連携した地域の活性化に向けた共創活動に関すること。
- (3) 各種研修会等の開催及び参加に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(登録の要件)

第3条 パートナー企業に登録することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす企業及び事業者とする。

- (1) 株式会社、一般社団法人等の法人格を有すること。
- (2) 大刀洗町内に本社、事業所又は営業所等を有すること。
- (3) パートナー企業の目的に賛同し、意欲を持って活動すること。
- (4) 代表者又は役員が、大刀洗町暴力団排除条例（平成22年大刀洗町条例第6号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(登録の申請)

第4条 パートナー企業の登録を受けようとする者は、大刀洗町パートナー企業登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）に必要事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により、登録申込書が提出されたときは、その内容を審査し、適切であると認められたときは、申請者に対して大刀洗町パートナー企業登録決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第5条 パートナー企業の登録者は、登録の内容を変更又は登録を取り消したいときは、大刀洗町パートナー企業登録変更（取消）申込書（様式第3号。以下「登録変更（取消）申込書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、パートナー企業の登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 前項の規定により、パートナー企業の登録者から登録変更（取消）申込書の提出を受けたとき。
- (2) パートナー企業の登録者が第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) パートナー企業の登録者が町の名誉を毀損し、又は企業間等の交流の中で過度な営業行為、宗教的活動や特定の政治的活動の推進等パートナー企業の目的に反する行為があったとき。
- (4) パートナー企業の登録者が提出した登録申込書に偽りその他不正があったとき。
- (5) その他町長が登録の取消しが必要と認めたとき。

(庶務)

第6条 パートナー企業に係る庶務は、大刀洗町地域振興課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。